

## 船舶事故調査報告書

令和元年9月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年5月5日 10時57分ごろ
発生場所	香川県坂出市櫃石島 <sup>ひつし</sup> 北西方沖 下津井港一文字防波堤西灯台から真方位170° 1,500m付近 （概位 北緯34° 25.5′ 東経133° 47.7′）
事故の概要	遊覧船11るり丸は、北北西進中、また、プレジャーボートマリー号は、漂泊中、両船が衝突した。 マリー号は、同乗者1人が負傷し、船尾部外板の破口等を生じ、また、11るり丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和元年5月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊覧船 11るり丸、2.87トン OY3-16895（漁船登録番号）、個人所有 8.50m（Lr）×2.20m×0.70m、FRP ディーゼル機関、220kW、昭和53年9月21日 第271-8530号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート マリー号、1.4トン 271-35244香川、個人所有 5.59m（Lr）×2.11m×1.10m、FRP ディーゼル機関、36kW、平成14年7月23日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 29歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年8月19日 免許証交付日 平成30年11月15日 （令和6年9月16日まで有効） B 船長B 男性 45歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年11月30日 免許証交付日 平成30年12月14日 （令和6年11月29日まで有効） 同乗者B <sub>1</sub> 男性 46歳

死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 重傷 1人（同乗者B<sub>1</sub>）</p>
損傷	<p>A 船首部外板に擦過傷</p> <p>B 船尾部外板に破口等、主機に濡損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約1.8m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 高潮時</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、遊覧客9人を乗せ、瀬戸大橋（下津井瀬戸大橋及び櫃石島橋）を見物しながら遊覧する目的で、櫃石島を右回りで一周することとし、令和元年5月5日10時35分ごろ岡山県倉敷市下津井港を出港した。</p> <p>A船は、船長Aが、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、下津井瀬戸大橋下及び櫃石島橋下を約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により航行した。</p> <p>船長Aは、10時53分ごろ、櫃石島橋下を通過し終えて右転したとき、右舷前方にプレジャーボート1隻（以下「C船」という。）を認めたものの、その他に船舶を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、西ノ崎管制信号所の信号塔を船首目標として約12knに増速した。</p> <p>A船は、船首が浮上して船首死角が生じた状態で、船長Aが、C船を見ながら航行を続けていたところ、衝突の衝撃を感じて直ちに主機を後進としたが、B船の船尾部に乗り上げて停止した。（図1参照）</p> <div data-bbox="564 1169 1441 1888" data-label="Image"> </div> <p>図1 船首死角が生じた状態で航行中のA船（イメージ）</p> <p>船長Aは、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者B<sub>1</sub>及び船長Bの家族</p>

	<p>(以下「同乗者B<sub>2</sub>」という。)を乗せ、釣りの目的で、06時30分ごろ櫃石島東岸にある船溜まりを出航し、同島周辺の釣り場を転々と移動しながら09時30分から10時00分ごろ、櫃石島北西方沖の釣り場に到着した。</p> <p>B船は、船首を北北西方に向け、主機を中立運転とし、同乗者B<sub>1</sub>が後部甲板右舷側で、同乗者B<sub>2</sub>が操舵室の右舷側で、船長Bが同乗者B<sub>1</sub>と同乗者B<sub>2</sub>の間でそれぞれ右舷方を向いて釣りをを行いながら漂泊をしていた。</p> <p>船長Bは、10時54分ごろ船尾方約1,000～1,200mにA船を初認したが、航行中のA船が漂泊中のB船を避けると思って釣りを続けていたところ、A船がB船に近づいてくるように感じたので、A船に向かって手を上げた。</p> <p>船長Bは、手を上げてB船の存在を知らせている最中に、同乗者B<sub>2</sub>が、魚を釣り上げ、「釣れた、釣れた。」と言いながら船長Bの目の前に釣り針に掛かった魚を持ってきたので、釣り針から魚を外してあげた。</p> <p>B船は、船長Bが、船尾方を見たところ、約30mに接近したA船を認め、大声を出すとともに主機を前進とし、右舵を取ったが、10時57分ごろ、B船の船尾部にA船の船首部が衝突し、その衝撃で同乗者B<sub>1</sub>が船外に投げ出され、A船の船首部が乗り上がった状態で停まった。</p> <p>同乗者B<sub>1</sub>は、A船の後部甲板にいた遊覧客に救助された。</p> <p>船長B及び同乗者B<sub>2</sub>は、B船が船尾部から浸水し始め、沈没しそうになったので、一緒に海に飛び込み、C船に救助された。</p> <p>C船の船長は、渡船の船長に救助を要請した。</p> <p>B船の乗船者3人は、要請を受けて駆けつけた渡船によって下津井港に運ばれた後、渡船の船長が要請した救急車で病院に搬送され、同乗者B<sub>1</sub>が、約3週間の加療を要する右肋骨骨折、頸椎捻挫及び腰椎捻挫と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、約11knの速力になると船首が浮上し、操縦席からは正船首左舷方約8°から右舷方約15°までの範囲に死角を生じていた。</p> <p>船長Aは、ふだん船首を左右に振って船首死角を補う見張りを行っていたが、本事故時、前路に航行の支障となる他船はいないと思い込み、船首死角を補う見張りを行っていなかったため、船首死角に隠れていたB船に衝突するまで気付かなかった。</p> <p>船長Bは、ふだんから周囲を見ながら釣りを行っており、本事故時、船尾方から接近するA船を視認していたものの、ちょうど同乗者B<sub>2</sub>が釣り上げた魚を釣り針から外して、B船を移動させる時機が遅れてしまったと本事故後に思った。</p>

	B船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし A船は、櫃石島北西方沖を船首方に死角が生じた状態で北北西進中、船長Aが、右舷前方にC船を認めたものの、その他に船舶を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思い込んだまま航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。 船長Aは、船首浮上による死角を補う操船を行わなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、櫃石島北西方沖で釣りをしながら漂流中、船長Bが、船尾方にA船を初認した際、航行中のA船が漂流中のB船を避けるとして漂流を続けたことから、約30mに接近したA船を認め、大声を出すとともに主機を前進として右舵一杯を取ったものの、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、櫃石島北西方沖において、A船が船首方に死角が生じた状態で北北西進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い込んだまま航行を続け、また、船長Bが、航行中のA船が漂流中のB船を避けるとして漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船首方に死角を生じているときは、常に船首を左右に振るなど死角を補う見張りをを行いながら航行すること。</li> <li>・ 漂流中に接近する他船を認めたときは、音響による注意喚起信号を行い、更に接近してくる場合、余裕のある時機に移動して衝突を避ける措置をとること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

